

# 令和4年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和4年12月16日（金）午後3時30分から午後4時48分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）  
⇒ 原案のとおり策定することが適当である旨答申することに決定。
- (2) まあじ及びまいわし対馬暖流系群にに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
⇒ 原案のとおり漁獲可能量を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）  
⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）  
⇒ 原案のとおり指示を発出することに決定。
- (5) うみがめの採捕に係る委員会指示について（協議）  
⇒ 原案のとおり指示を発出することに決定。

### 3 その他

- (1) 八代海の機船船びき網漁業（バッチ網）に係る操業区域拡大の経過について（報告）  
⇒ 熊本県との協議結果を報告した。
- (2) 鹿児島・熊毛・奄美大島海区漁場計画及び内水面漁場計画の素案に対する意見募集について（報告）  
⇒ 次期、漁業権免許に関する手続に当たって、当該計画の素案を県ホームページで公表し、利害関係人の意見募集を開始したことを報告した。

令和4年度 第4回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和4年12月16日（金） 午後3時30分～

区分	氏名	出欠
漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	×
	〈会長職務代理者第1位〉 中馬 清文	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	○
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	重信 雅彦	×
	田村 眞一	○
	野村 敬司	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	×
	西 一樹	×
立	肥後 正司	○
	前田 圭子	○
	前田 祝成	×

出席 10  
欠席 5

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	板坂 信明
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介
水産振興課漁業監理係 技術専門員	加治屋 大
水産振興課栽培養殖係 技術専門員	柳 宗悦

－令和4年12月16日（金）午後3時30分開会－

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第4回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員15名中10名の出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定に定めま  
す定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

なお、事前にお配りしております委員の出席者予定名簿につきまして、本日、阿久根  
会長が所用により欠席されてございます。

次の中馬委員につきましては、都合がついたところで本日出席いただいております。

なお、会長代理職として1位の中馬委員が本来議長になるべきなんですけれども、体  
調がちょっと好ましくないということで、声も出づらいということだったので、会長代  
理職第2位の柳原委員を会長代理に指定することにいたします。

それでは注意事項でございます。発言は挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお手  
元に届きましてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは柳原会長代理に議長になっていただいて、挨拶と議事の進行をよろしくお願  
いいたします。

○柳原議長

先ほど説明がございまして、中馬委員が調子が悪いということで、私の方で議長を務  
めさせていただきます。会の運用にご協力をよろしくお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○柳原議長

それでは、議事録署名ですけど、議事に入る前に、議事録署名者を私から指名する  
ということよろしいでしょうか。

○複数の委員

はい。

○柳原議長

ありがとうございます。それでは、今回は、小崎委員と田村委員をお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。それでは引き続き議事に入ります。

【議題1：第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について】

○柳原議長

議題1は、第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）についてです。これは諮問事項で  
す。県から説明をお願いいたします。

○水産振興課（柳技術専門員）

鹿児島県水産振興課栽培養殖係の柳と申します。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。お手元の資料の1をご覧ください。1ページです。

－諮問文－

水振第581号  
令和4年11月30日  
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

## 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）

標記計画について、別紙のとおり策定したいので、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

## ○柳技術専門員

資料の2ページ目をご覧ください。

1の目的に記載してありますとおり、「栽培漁業基本計画」は、本県の栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するため、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産物の育成に関する今後5年間の基本計画となるものでございます。2の根拠法令にありますとおり、「沿岸漁場整備開発法」に基づき策定するもので、農林水産大臣が策定する基本方針を踏まえて策定するとされているところでございます。

計画期間については、国の基本方針やその時々の本県栽培漁業を巡る課題等に対応し、概ね5年ごとに改訂しておりましたが、今回の計画は、国が本年7月に改訂した基本方針に合わせて5年としています。

4の策定スケジュールにありますとおり、本年7月1日付けで国が第8次の栽培漁業基本方針を策定し、公表以降、この国の指針に基づきまして、県の計画の素案を作成し、8月10日から8月26日にかけて漁協や市町村、県内の種苗生産機関等から意見を聞いたうえで計画案を策定しました。その後、10月17日から11月18日の約1月間のパブリックコメントを実施しまして、最終的な計画案を策定したところです。

なお、本日は、計画案について協議していただき、最終的には、各海区漁業調整委員会への諮問、答申を踏まえて、令和5年1月下旬には第8期計画として策定・公表する予定としています。

次に、計画案の概要についてご説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

計画の主要事項について記載した資料です。左側の欄に第7期の県計画、中央の欄に第8期の県計画（案）、右側の欄に国の第8次の基本方針の主要事項を、それぞれ対比させる形で記載しています。

中央の欄の第8期の計画案にアンダーラインを引いてありますが、上の余白に記載してありますとおり、第7期の県計画との相違、変更をする箇所となっています。

また、括弧書きは下の余白に記載していますが、変更点の理由等について記載しています。

まず、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」ですが、7期では親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の推進としていたものを、第8期では「国が行う資源評価結果や水産技術開発センターが行う放流効果調査等の結果を踏まえ資源管理の枠組みの中で、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業の推進」に、国の方針に準拠しまして記載を変更してございます。

1つ飛ばして、3番目にある種苗生産体制については、7期では関係種苗生産施設間での連携、分業により、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築を検討するとしておりましたが、国の方針に準拠しまして、新たに「養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行の推進等」の記載を追加してございます。

次に、「水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標」ですが、オニオコゼを放流対象種から削除し、クルマエビの放流サイズについて、一部変更しています。放流目標数量につきましては、本県の放流計画数量や最近の放流実績を勘案して、3つの魚種（マ

ダイ、カサゴ、クルマエビ)における放流目標数を変更しています。マダイについては、150万尾から100万尾に減、カサゴについては、20万尾から10万尾に減、クルマエビについては、80万尾から15万尾に減としています。

次に、「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項」につきましては、国の方針に準拠して、「栽培漁業の推進のための技術、積極的なICT技術の導入による作業の自動化や省人・省力化、環境変化に適応した栽培漁業実施等のための技術開発の推進」と、「既往技術の体系的なマニュアル化による技術の維持と継承」を記載してございます。

最後に、「その他水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に必要な事項」につきましては、栽培漁業の普及啓発と遊漁者を含めた関係者等への理解の醸成の取組について、「パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示す」ことを記載してございます。

以上が、第8期の計画の概要です。

なお、4から7ページが第7期計画と第8期計画案の要約版の新旧対照表になりますので、お目通しくださるようお願いいたします。

続きまして、8ページをご覧ください。基本計画案について、市町村、漁協及び関係機関へ行った意見照会及びパブリックコメントで寄せられました意見等についての県の考え方を示した資料でございます。

資料8ページの1の実施期間にありますとおり、市町村、漁協等への意見照会について、本年8月10日から8月26日の期間で、計画素案を文書により照会しています。

また、パブリックコメントについては、本年10月17日から11月18日の約1月間、県のホームページや地域振興局等での閲覧で意見を募集したところです。

2の件数に記載してありますとおり、市町村、漁協等への意見照会については、7件の意見が寄せられましたが、パブリックコメントにつきましては、意見等は3件ありました。合計10件の意見が寄せられました。

3では意見の要旨及びそれに対する県の考え方を記載しています。

主な意見等についてご説明させていただきます。

まず、(1)種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類に関する事項についてですが、1番目「計画はタイ・ヒラメの種苗生産量が一番高いが、この先、その他の魚種の種苗生産量を上げて、多種の放流が出来るように検討していただきたい」との意見がありました。

放流対象種については、【資料1-5】の15ページの第2の表で示してございますが、県としては、国が行う資源調査・評価結果、地域の実情や漁獲量の状況、水産技術開発センターが行う放流効果調査等の結果を踏まえ、多種・少量又は分散放流とならないよう、対象種の重点化に努め、効果的な栽培漁業を推進しているところです。

(2)水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標に関する事項ですが、2番目「第8期の栽培漁業基本計画では、令和8年のクルマエビ放流目標が50ミリサイズ、15万尾となっているが、当漁協では放流効果を高めるために、平成27年度から平均70~100ミリサイズの大型の種苗を夏季に放流している。放流目標のサイズを大型化した方が良いのではないか」との意見がありました。

これにつきましては、種苗を大型化することにより、初期減耗を低減させ、放流効果を高めることは重要であり、現行の第7期基本計画期間中も一部の地区では60ミリ以上を放流している実績もあることから、第3の表中の放流目標サイズを50ミリから60ミリに変更することとしたいと考えています。

9ページをお願いします。

4番目「ヤコウガイの種苗生産に関して第7期と同じ計画が立てられているが、5年

以上進展がないものを8期ではどうしていくのか、7期との相違点をお聞きしたい」との意見がありました。

奄美地区における種苗生産試験は、思うような進展は見られていない状況ではありますが、奄美群島水産振興協議会を中心に協議が継続され、令和4年度は採卵試験に取り組んでいるとのことで、県水産技術開発センターでは、ヤコウガイ種苗生産技術マニュアル等に基づき、地元で種苗生産が可能となるよう、取組を支援することとしており、第7期と同様の計画としました。

次の(3)水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項についてですが、1番目「スジアラについては、奄美海域以外に県本土域でも要望が非常に高まっており、地元としては非常に期待が大きい魚種であるので、技術開発は早急に対処してほしい」との意見がありました。

スジアラについては、現在、県水産技術開発センターにおいて、種苗生産技術を開発中であり、生産した種苗については、奄美海域へ奄美の各漁業集落が放流して、その効果を確認しているところです。今後も種苗生産の技術開発に努めます。

10ページをお願いします。(4)水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項についてですが、「魚種によって放流する場所、時期の周知徹底をお願いしたい。効果がない可能性があれば、放流する場所、時期の見直しも検討してほしい」との意見がありました。

これにつきましては、放流種苗の生残率向上のため、種苗生産から放流の一連の技術開発を一体的に行うとともに、放流対象種の馴致放流試験の実施や検証等を行うことにより、放流効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、10頁の(5)その他の意見ですが、「天然種苗と人工種苗では、マダイは鼻腔連結、ヒラメは腹の黒化が、人工種苗の可能性が高いとのことだが、カサゴの判別方法はないか」との意見がありました。

カサゴの判別方法については、過去の知見では鰭抜去等により放流魚を識別し、放流効果の把握に努めた事例がございます。

以上が、寄せられた意見とそれに対する県の考え方ですが、これらの意見を参考に、今回の第8期基本計画の最終案を策定したところです。

12ページから20ページまでが計画案になりますので、お目通しくださるようお願いします。

以上で、第8期鹿児島県栽培漁業基本計画案の説明を終わらせていただきます。ご協議方よろしく申し上げます。

○柳原議長

ただいま、県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

はい、川畑委員。

○川畑委員

この放流サイズの大型化なんですけど、50ミリを60ミリにして放流すると、どのぐらい時間がかかるんですか。10ミリ違うだけで。

○柳原議長

はい。それでは県から回答をお願いします。

○柳技術専門員

時間的なものは、ちょっと把握してないんですけども、クルマエビ等については、種苗生産機関の方でそれぞれ放流を考えてる市町村漁協の方で注文をしまして、その放流したいサイズを実際に注文して放流しているということで、50ミリサイズを60ミリサイズに少し大きくして、その分1尾当たりの単価っていうのは上がるような形になるかも

しれませんけども、より確実に放流を行うということが、すでに7期の放流時に、いくつかの漁協で行われておりますので、そういった実態を踏まえまして、少し大きなサイズを確実に放流して初期減耗を低減して、効果を高めたいというような計画としています。

○川畑委員

確認です。60ミリサイズになるのはもう今度からですか、それとも1年ずらせるんですか。

○柳技術専門員

次期、8期の計画の時に、実際、計画自体は第8期は令和4年度から8年度ということで5年になっているんですけども、当初は国の基本方針が3月に策定、公表の予定だったんですけども、それが7月に3月ほどスライドしたということもあって、鹿児島県の基本計画も、県の基本方針が3月ずれて、県の基本計画の策定も3月ほど遅れてスタートしたということで、実質は令和5年度からのことになるんですけども、そのような計画とさせていただいたところです。

○川畑委員

はい。わかりました。

○柳技術専門員

他にございませんか。はい。迫田委員。

○迫田委員

今、県の方から栽培漁業基本計画ということで説明ございましたけれども、了解をいたしております。

ただ、パブコメで意見は述べておりませんが、放流されるマダイ或いはヒラメを含めた各稚魚の出荷尾数、いわゆる放流尾数の件でちょっとお尋ねしたいと思います。

現在、各県内各単協でそれぞれに豊かな海づくりパイロット事業ということで、マダイ或いはヒラメその他色々な稚魚が放流されていると思います。

これら稚魚の放流尾数、例えば、どこどこの漁協がヒラメを何尾、タイを何尾といったような放流尾数の決定については、これはどのような形で決定されているのでしょうか。

○柳原議長

はい。県からの説明をお願いします。

○柳技術専門員

全体の7期でしたら、7期の基本計画で定めてるんですけども、その実際の実施に当たりましては、単年度単年度でそれぞれ放流の計画と実績っていうのがそれぞれの地区から上がってきておりまして、それに基づいて、それぞれヒラメとかマダイとかごとに放流がされているところです。

○迫田委員

はい。各地区から上がってくるということですが、我々が各単協から何尾放流してくださいと言ったことはないと思うんですね。

というのは、なぜこのような質問をするかといいますと、毎年、鹿児島豊かな海づくり協会から送付されてくる豊かな海づくりパイロット事業地元負担金と放流尾数というような紙面を拝見しますと、漁協の規模の大きいところ或いは小さいところにかかわらず、又は、共同漁業権海域が非常に広い漁協もあれば、小さな漁協もあるわけですね。

或いはこのタイやヒラメを大量に獲っている漁協もあれば、わずかな漁獲しかない漁協もあります。このようにばらつきがあるのに、大体、一律に稚魚の放流尾数及び金額が決定されているように思うんですね。

だから、例えば、令和3年度のマダイとヒラメの放流尾数計画では、それぞれの差は

ありますけれども、地元負担金の60万台の漁協が約22漁協で、これは主に北薩と西薩に集中しております。

また、40万台の単協が24漁協で、これは鹿児島湾内と大隅湾に集中しております。

やや幅はありますけれども、大体一律にずっと放流尾数等負担金が毎年毎年こういう形で海づくり協会の方から送られてきます。

だから、今日の質問の趣旨ですけれども、例えば、私ども、小さな島平の県漁協島平支所でございますけれども、正組合員がわずか16名なんです。その中で、延べ縄をする船が2隻、建網が1隻とあって、わずかこの3隻が放流事業に関わる漁業を行っている状況であります。

この3隻が年間を通じてのタイとかヒラメの漁獲高は本当に微々たるものです。そこにおいて、毎年毎年、大きな漁協さんと一緒にヒラメが2万7千尾、それから、マダイに至っては3万2千尾、金額にすれば60万を超えるような放流を毎年行ってるんですよ。

だから、この放流尾数につきましては、やはり、今後、海づくり協会との協議もあると思いますけれども、大きい漁協、裕福な漁協、あるいは非常に広域な漁業権を持っている漁協さんについては、それなりの放流をしていただきたい、我々小さい零細な明日もわからないような漁協にとっては、やっぱりその1尾当たりの単価を下げるとか、あるいは放流尾数をちょっと少なくするとか、そういうご配慮いただけたらという形で質問をしたわけです。以上です。

○柳原議長

県からよろしいですか。

○柳技術専門員

ありがとうございます。今、ご意見いただいたところも、また踏まえまして、放流するそれぞれのところの地区の負担とかそういったのも考慮しまして、色々と進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○柳原議長

迫田委員、よろしいでしょうか。

○迫田委員

はい。

○柳原議長

はい。他にご意見ございましょうか。肥後委員。

○肥後委員

確認のために教えてください。資料1の3ページです。水産動物の種類ごとの種苗ということで、ヤコウガイが30ミリサイズを、1万尾と記載されていますけれども、この事業そのものは、奄振事業でなされるのか。奄振の方は、来年度末で、いわゆる法律の期限が切れるということになってるみたいですが、次期計画を見越した形での計画ということで理解してよろしいでしょうか。その確認だけお願いします。

○柳原議長

県から説明をお願いします。

○柳技術専門員

はい。第7期基本計画では奄振事業等を活用しまして、活動がされているところですが、奄振事業は来年度終期を迎えますので、また、次期奄振計画の策定の時期にちょうど入ってるところだと聞いております。

奄振事業計画についても、今から策定されるような形になると思うんですけども、奄振事業の中で、もしくは各漁業集落ごとにヤコウガイに取り組みれていくというような話もちょっと聞いておりますので、そこはまた今後どのような形になるかというのを関係者の意見とか今後の進め方というのを情報収集してですね、第8期のヤコウガイ



の放流等についても進めていきたいと考えています。

○柳原議長

奄振事業では、明確にはされていないということですか。今後、策定されるということですか。

○柳技術専門員

次期奄振の計画について、これから策定される所と聞いております。

○柳原議長

まだ具体的になっていないようなお話なんですが、肥後委員よろしいですか。

他にご質問ございませんか。

他には特にご質問もないようですので、先ほどの迫田委員からの質問については、その辺りを踏まえて、検討いただければと思います。

それでは、議題1の第8期鹿児島県栽培漁業基本計画案については、原案のとおり策定することが適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

ありがとうございます。では、そのように答申することに決定します。

【議題2：まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○柳原議長

次に議題2です。まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定についてです。これも諮問事項でございます。

県からの説明をお願いします。

○水産振興課（加治屋技術専門員）

はい。漁業監理係の加治屋です。説明の前に、資料2につきまして、2ページ目ですけれども、お手元に紙を用意してございます。そちらに差し替えをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水振第610号

令和4年12月14日

（水産振興課）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○加治屋技術専門員

差し替えの資料をご用意ください。

まず、まあじについて、本県に国から配分された漁獲可能量が3,000トンとなっております。(2)に配分方法を記載しております。

県の資源管理方針に本県に配分された漁獲可能量のうち、概ね9割を前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じて按分するということになっております。具体的な配分の方法につきましては、下の表に記載してございます。

管理区分が2つございまして、まき網まあじ漁業とその他のまあじ漁業ということで、配分の比率につきましては、それぞれ60.5パーセントと39.5パーセントとなっております。

3,000トンのうち1割を留保するという事で300トンを県の留保枠としております。

具体的な数量につきましては、まき網まあじ漁業が1,600トン、その他のまあじ漁業につきましては現行水準となります。

こちらは数量管理ではなくて、漁獲圧を現状の状態で収めるということございまして、目安の数量としては1,100トンという数字がございます。

下に参考としまして、過去2年の漁獲実績を記載してございます。

次に、まいわし対馬暖流系群です。

本県に配分された漁獲可能量につきましては、現行水準ということでございまして、先ほど申し上げましたけれども、数量では管理せずに、現状の漁獲圧の中で管理していくということでございます。

(2)配分の方法については、資源管理方針に全量を当該知事管理区分に配分するという記載がございまして、知事管理区分は1つとなっております。

(3)の設定については、鹿児島県まいわし漁業に全量を配分するという事です。

最後に、公表の方法については、告示によるということで、県の公報に掲載して公表するという事でございます。説明は以上です。

○柳原議長

県から説明がございました。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

質問ございませんか。

それでは、特に意見等もないようですので、議題2のまあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり漁獲可能量を定めることが適当である旨、決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

ありがとうございます。では、その旨答申することに決定いたします。

【議題3:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

○柳原議長

議題3は知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これも諮問事項でございます。県からの説明をお願いします。

○水産振興課(上今主査)

はい。それでは、議題3について説明いたします。資料は、右上に資料3とあるものを使用します。本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。

1ページをご覧ください。

— 諮問文 —

水振第599号  
令和4年12月16日  
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○上今主査

1つ目の漁業許可は、さんご漁業許可になります。

さんご漁業につきましては、1年間の許可としておりまして、現在、有効な許可が3月末までとなっておりますので、許可の更新を行うために公示をしようとするものでございます。

2ページをお開きください。操業期間は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数と推進機関の馬力数は定めなしとしております。

許可又は起業の認可をすべき者の数につきましては、現在の許可者数である1者としております。これは、水産庁の技術的助言によりまして、深海さんごの資源管理上、現状以上の数の許可を発給しないなどの総漁獲努力量が増えない措置をとることが求められているためです。

漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域（各海域）との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。これらにつきましては、さんご漁業の許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、次の3ページに細かい区域を記載してございますが、宇治海域、三島村海域、十島村海域、熊毛海域、奄美海域と5つの海域となっております。4ページはイメージしやすいように操業区域図を添付しております。

漁業調整上の観点、それから、深海さんごは成長が遅く、いったん資源が減少してしまうと、回復に非常に長い時間がかかるという特徴などを考慮いたしまして、資源の乱獲を未然に防止するという資源保護の観点からも、このような資格を定めようとするものでございます。申請すべき期間につきましては、1月間設けております。

5ページをご覧ください。さんご漁業がどのように行われているか、漁法等を示した参考図となります。母船とは別に無人潜水艇を潜航させ、母船でモニターを見ながら、人間の腕と同じ動きをするマニピュレーターを操作し、対象となる深海さんごを選択的に採取します。

なお、最後になりますが、さんご漁業につきましては、操業海域が県内3つの海区にまたがっておりますので、昨日の12月15日に熊毛海区漁業調整委員会へ諮問し答申を得ており、12月20日に奄美大島海区漁業調整委員会へお諮りすることを申し添えます。

続きまして、機船船びき網漁業の担当村田技術専門員から説明します。

○村田技術専門員

はい。資料3の6ページをお開きください。機船船びき網漁業の許可の更新について説明します。現在、許可しているものについて、許可期間が満了することから更新を行うものでございます。

漁業種類は、機船船びき網漁業のうちの「バッチ網漁業」、操業区域につきましては、北薩・西薩の海域になります。「操業区域」については別表のとおりとしております。別紙で1枚お配りしておりますので、図面を併せて参照してください。

操業区域1, 2の八代海に関しては、操業区域の拡大について対応してきたところですが、今回は現状どおりとして進める予定としております。後ほど、その他で報告します。

漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数は操業区域の3, 川内漁協になります。15トン未満、その他の区域は10トン未満です。推進機関の馬力数は220キロワット以内、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は表のとりの隻数となっております。

漁業を営む者の資格は定めなしで、申請する期間については、1月10日から2月10日までとしたいと考えておりますが、申請者の準備等が間に合わない場合には事務局の判断で、若干変更する場合がありますので御了承頂きたいと思っております。

資料の8ページ目をお開きください。今回更新するバッチ網漁業について簡単にご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回、更新するのは北薩・西薩海域で操業しているバッチ網漁業の許可の更新です。現在の許可の有効期間が令和5年2月28日までとなっておりますので、これを今回更新いたします。

現在42隻、21統に許可をしております。これらの更新を行うこととしております。

バッチ網漁業は、北薩・西薩海域と志布志湾海域で操業しております。今回はこのうち北薩・西薩海域の許可の更新を行うもので、志布志湾海域の許可につきましては、昨年度更新済みです。

知事許可漁業に係る制限措置等の公示については以上になります。

○柳原議長

それでは、ただいまさんご漁業と機船船びき網漁業の説明がございました。

何か委員からご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

まずは、さんご漁業から。はい、肥後委員。

○肥後委員

確認のために質問させてください。このさんご漁業の関係で1者に県は許可を与えている中で、年間の収量というものを許可を受けている方に報告をさせているのかというのが1つと、もう1つは地元の漁業協同組合等とのトラブルがこれまで起きているのかどうか、もしそういうような事案がありましたら、お聞かせ願えればと思います。以上、2点です。

○柳原議長

ただいまの質問に県の方から説明をお願いします。

○上今主査

まず、1点目についてです。1年間の許可をしている中で、年間の操業実績報告をもらっております。操業日数や漁獲量の報告をいただいているところです。

2点目につきまして、少々お待ちください。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

地元等からのトラブルっていうのは、私ども今のところは聞いておりません。

○柳原議長

よろしいですか。はい、肥後委員。

○肥後委員

再度、確認をさせていただきます。収量の確認を県は取られてると、年間の中で取られるということなので理解するわけなんですけど、収量が増えてる状況にあるんでしょうか。

当然、その天候によりましても増減が出てくるんじゃないかという気がするんですけども。

1度聞いた話の中では、かなり高額で、さんごの取引がされてるって話を聞く状況で、他にもこのさんご漁業を目指して動いてくる業者があるようにも聞いているものですから、少しそこら付近がわかるようであれば教えてもらえればと思います。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

はい。実際の収穫している量っていうのは、この許可を受けている者は別な仕事もしている中で操業しています。

なので、操業日数も年によってばらつきがありますし、実際、操業日数イコールその量が増えるかっていうと必ずしもそうではないんですけども、量に関しても年によってばらつきがあるということになります。

さんご自体の実際の単価なんですけれども、いわゆる床の間に飾るような立派な見た目の形の綺麗なものっていうのはそれはそれでありまして、幹の部分の太いものは、より大きな加工品になると。

あと、さんごの種類で、赤さんご、桃色さんご、白さんごとあるんですけども、特に中国の富裕層は赤い血の色と言われる赤さんごが一番価値があるということです。入札等は高知の方で行われるんですけども、その高知にさんごの加工業者さんがたくさんいまして、そこで加工されたものが中国に渡っていくっていうようなことで聞いております。

実際に、なかなか単価等まではこちらとしても量の報告はいただいているんですけども、収益としてどれだけ上がっているかっていうところまでは、しっかりもらっているというわけではないという状況です。

あと、そういう価値が高いっていうことで、過去において和歌山とか高知とかで一攫千金みたいな話がございます。そういった中でやりたいという方々の要望はあるんですけども、和歌山や高知で行われているさんご漁業というのは、古い網で風の流れ等を利用して、網が流れていって、網にさんごが引っかかったものを揚げるというようなことで、中にはいいものが入って、単価が高いっていうことで、やりたいという人がおります。

しかし、鹿児島の場合は、資料の5ページに示しているように、無人潜水艇で選択的に採取するというので、そういった網での採取っていうのは認めていないところです。

今、許可を受けている方にも、どういった状況なのかっていうような聞き取りもしている中では、成長が遅いっていうこともありますので、十分資源管理をしながら、商品となるであろうものを、選択的に採取しているというふうに報告を受けているところです。

そういうことで、要望はあるんですけども、現実的に許可を出せる状況にはないというところです。以上です。

○柳原議長

肥後委員、よろしいでしょうか。

他に。はい、野村委員。

○野村委員

ちょっと聞きたいんですけど、この船は操業中に回転灯とか何かまわしてるんですか。

操業してる時の合図みたいのがあるのかなと思って。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

標識旗を上げているということで、船自体は、母船の方はかなり大きい船でして、多分、近づけばすぐわかるような1,000トンぐらいの船が母船になってます。

○野村委員

わかりました。

○柳原議長

他にご意見ございませんか。機船船びき網漁業について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

何かご意見、ご質問ございませんか。

特に意見もないようですが、議題3の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については原案のとおり、制限措置等の内容を定めることが適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

はい、ありがとうございます。では、そのように答申することを決定いたします。

【議題4:アサヒガニの採捕に係る委員会指示について】

○柳原議長

次に、議題4はアサヒガニの採捕に係る委員会指示についてでございます。これは協議事項です。事務局からの説明をお願いします。

○事務局(上今書記)

事務局の上今です。私から説明させていただきます。

資料は、右上に資料4とあるものを使用します。1ページをご覧ください。

アサヒガニの採捕に係る委員会指示につきまして、この有効期間が令和5年3月31日をもって満了することから、今後について下記のとおり取り扱いたいと考えております。

まず、結論から申し上げますと、1のとおり、アサヒガニの繁殖保護を図るため、当該指示を引き続き、同様の内容で発出することとし、指示の有効期間は3年間としたいと考えております。

2については、資料の2ページをご覧ください。更新後の全文を載せておりますので、読み上げさせていただきます。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第4一●号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年●月●日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から8月31日の間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

資料の3ページは新旧対照表になりますので、お目通しください。

資料1ページにお戻りください。3の参考をご覧ください。

指示の概要ですが、このアサヒガニの採捕に係る委員会指示は、平成8年度に発出されまして、以後、3年ごとに更新を続けております。

内容につきまして、さきほど読み上げさせていただいた全文のとおりですが、体長制限の8センチメートルの甲長とは、甲羅の先端から最も下端までの長さのことを指しております。のちほど、資料の5ページに写真を記載しておりますので、お目通しください。

2つ目としまして、禁漁期間を設定しております。漁業調整規則で禁漁期間をもともと設定しております。それが6月1日から7月31日までの2月間となっておりますが、これを委員会指示により拡大する形で前後1月の期間を広げ、5月1日から8月31日までを採捕禁止としております。

なお、熊毛海区、奄美大島海区につきましては、ここの禁漁期間が鹿児島海区とは異なる形で、同様に体長制限と禁漁期間を設ける指示を発出しているところです。

続きまして、3(2)のアサヒガニの採捕状況については、今回の指示の更新に当たりまして、鹿児島海区管内のアサヒガニの採捕状況について現状を確認すべく、採捕状況や委員会指示の周知状況について関係漁協等に調査を行いました。その調査結果は、4ページに結果を載せておりますので、資料の4ページをお開きください。

まず、調査の対象は、アサヒガニの採捕が共同漁業権の内容となっている漁協、又は知事許可を有している漁協ということで全部で11漁協と1漁連、この漁連は宇治漁連ですが、計12漁協等に対して調査を行いました。

概要を簡単に説明させていただきます。

調査につきましては、直近3年としまして、令和元年度、2年度、3年度を対象として調査をしております。

まず、2(1)は、漁業者数と漁獲量の推移ということで、漁業者数については、ほぼ30人で横ばいとなっております。

漁獲量につきましては、元年度が442.8kg、2年度は511kg、3年度が440.9.7kgと推移しております。

なお、元年度より前の平成30年度以前の漁獲量、漁業者数の推移につきましては、次の右側の5ページに載せております。

1の漁獲量ですが、グラフをご覧くださいますと平成15年頃がピークで、その後、増減を繰り返しております。一時期、平成23年度から28年度までについては300~400kgでほぼ横ばいに推移をしてきたところですが、29年度に増加して以降、近年はやや減少傾向となっております。

2の漁業者数につきましては、一度、平成23、24年度あたりで20人台にまで減ってしまっておりますが、その後やや増加をして近年では30人程度で推移をしているところです。

4ページに戻りますが、2(2)のアサヒガニの採捕に関する委員会指示の周知状況というところですが、記載のとおりです。

(3)の委員会指示周知のための取り組みとしましては、記載のとおりです。

併せまして、委員会指示をめぐる操業上、流通上のトラブル、その他の意見についても照会しましたが、特にないという回答でした。

これらの調査結果も踏まえまして、今後の委員会指示の対応については、冒頭申し上げましたとおり、引き続き、委員会指示を発出させていただきたいと考えております。

それでは、ご協議のほどよろしくお願いたします。

○柳原議長

ただいま事務局から説明がございました。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、議題4のアサヒガニの採捕に係る委員会指示については、原案のとおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

では、そのように指示を発出することに決定いたします。

【議題5：うみがめの採捕に係る委員会指示について（協議）】

○柳原議長

次は議題5です。うみがめの採捕に係る委員会指示について、これについても協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（上今書記）

引き続き説明させていただきます。資料は、右上に資料5とあるものを使用します。資料の1ページをご覧ください。

うみがめの採捕に係る委員会指示につきましても、さきの1件同様、令和5年3月31日をもって有効期間が満了いたしますので、下記のとおり取り扱いたいと考えております。

1の今後の取扱につきましては、結論から申し上げますと、国際的なうみがめ保護の動きが続いている中、引き続き、同様の内容で指示を発出することとしたいと考えております。資料の訂正がございました。指示の有効期間については、令和5年4月1日から3年間となります。

続きまして、2の指示内容についてです。資料の2ページをご覧ください。更新後全文を載せております。長くなりますので、読み上げは省略させていただき、資料の6ページの新旧対照表で説明いたします。指示内容については、引き続き同じですので、変更箇所は条文根拠、発出日、有効期間の3点となっております。

資料は1ページにお戻りください。3の参考というところで委員会指示の概要や経緯について説明させていただきます。

うみがめの採捕に係る委員会指示につきましては、平成4年度に発出をいたしまして、初回のみ有効期間が1年、その後、平成5年以降は3年ごとに更新をしているところで

内容としましては、うみがめ（アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ）の採捕を禁止する。ただし、試験研究の用に供しようとする者等で、海区漁業調整委員会の承認を受けた者はこの限りではないという内容となっております。

熊本海区、奄美大島海区におきましても同様の内容で指示を発出しております。

なお、3(2)過去5年間における本海区での承認状況については、過去5年間において鹿児島海区ではうみがめの採捕に関する承認の事例はありません。直近ですと、平成23年度にかごしま水族館へ試験研究のためということで承認をしたのが最後の事例となっております。

続きまして、この委員会指示の更新に当たりまして、うみがめの実態等について執行部である水産振興課が各漁協へ調査を実施した資料があります。その結果を後ろの7ページ以降に載せております。7ページをお開きください。

こちらにつきましては、鹿児島本土に限らず離島も含め県下全域を対象に調査を実施



したものです。

内容としましては、水産振興課が令和3年度のウミガメによる漁業被害の状況等を調査しました。

簡単に概要のみ説明をさせていただきたいと思えます。

7ページですけれども、令和3年度の被害状況に「被害あり」と回答した漁協が42漁協47地域のうち16漁協であり、被害傾向として「増加した」と回答した漁協が5、「減少した」と回答した漁協が2、「変化なし」と回答した漁協が26となっております。被害漁業種類としましては、定置網、養殖、刺し網等の記載のとおりです。被害発生時の状況は、網やカゴの損傷、イカシバに産卵した卵を食べられる等があります。

漁協からの主な意見は、うみがめが多くなりすぎている、貝類、藻類、ナマコ類などの減少は、うみがめによる被害が原因ではないかというものがありました。

続きまして、8ページ、9ページは調査結果の詳細となっておりますので、後ほどお目通しください。

最後に、11ページをご覧ください。

これは参考資料として載せておりますが、県の自然保護課がウミガメ保護条例というものを制定しており、上陸したウミガメの捕獲や卵の採取というものを禁止しております。これに関連して、市町村が委嘱した監視員やボランティアによって上陸調査を行っているようでして、その調査結果となっております。

上陸数としましては、令和3年が2,714回、産卵は1,474回となっております、前回の当該指示更新時の令和元年から若干回復しておりますが、過去最高数値と比べると4分の1程度です。

調査の結果等についての説明は以上ですが、これらを踏まえましても、冒頭申し上げましたとおり、国際的なうみがめ保護の動きが続いている中、引き続き、同様の内容で指示を発出することとしたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○柳原議長

事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

はい、川畑委員。

○川畑委員

このウミガメ問題は、どこまでを回復したかどうかとか定義があるんですか。

実際、自然の生息数の数はどこが正常であって、どこが減少なんですか、教えてください。

そうしないと我々はイカシバを入れたり、カゴを入れたりするんですが、もう被害が続出してるとですよ。

それでも保護のために保護のためと言われて、今泣き寝入りをしてながらやっていますが、実際、その生息数の上限とか、どこまでが正常であって、どこまでが減少なのか基本があったら教えてください。

そうしないと、このまま国際情勢のどうのこうの言っていて、漁業者はこの被害を世界のためというようなことも、もう限界にきてる状態にもなりつつあります。

ですので、鹿児島県は鹿児島県で、今の生息数を把握できるんだったら、こんぐらいの生息数ならいいよねというような案を作っていただかないと。

これ、限度はないんでしょ。ずっと保護なんでしょう。そこんとこちよつと教えてください。ずっと保護なのか、どこからか調整がきくのか。

○柳原議長

漁業者にとっては非常に困るということで。

○板坂事務局次長

はい。非常に難しい質問で、なかなか答えにくいというか答えられないところです。

国としては、ワシントン条約に基づいてっていうところでしかないのですが、実際のその生息数ということでの資源の状態っていうことを把握した上で言えてるわけではないですし、実際、この自然保護課のデータにしても、結局上陸したかしないかっていうところの話なので、上陸しないかめもいっぱいいるという状況です。

今年、久米島の方で漁業者が傷つけたというのが話題になりましたけど、そういう意味では漁業者にとってはかなり外敵といますか、被害を受ける生物であるんですけども、国としての政策としては、やっぱり国際的な立場を守るために保護するんだってところが、ワシントン条約なので、要望等を出しながら、そういう制限に対して解除して欲しいということの水産のサイドでいけば訴えるしかないのかなと考えます。

環境サイド的には、保護ということしか言わないでしょうし、ワシントン条約のことを言えば、国際的な問題だからというところで、なかなか単県といますか、鹿児島県だけが声を上げて難しいのかなと感じます。

すいません、質問に対する答えにはならないんですけども、そういうふうな答えしかできないのかなと考えます。

○柳原議長

なかなか難しく、回答にはならなかったと思うんですが。

○川畑委員

これが続いて増えていけば、その生態系とか、食物連鎖とか、逆に壊してる面もあるということを考えながら。

○柳原議長

ネットとか色々調べると、国際的に見ると、やっぱり相当減ってる。

沖合の方は、相当減少していて、そういう規制がかかって、漁業者の意見とか沿岸を見ると増えてるという認識だと思うんです。

なかなか難しいものですけど、何か他に質問等ございましたらお願いします。

ございませんか。

すっきりしないところではございますが、他に意見等がないようですので、うみがめの採捕に係る委員会指示については原案のとおり、指示を発出することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

そのように指示を発出することに決定いたします。

#### 【その他】

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様からその他のことでも結構ですが、ご意見等ございましたらお願いします。

特にないようですので、事務局から何か。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。

先ほど制限措置の公示のところ少しお話いたしました、八代海の機船船びき網漁業の操業区域拡大についての経過報告をさせていただきたいと思っております。

資料は準備していませんが、先ほど制限措置の公示の時に漁場の図をお示ししたと思っております。

この操業区域の1, 2の八代海に関する部分のお話になります。

八代海においては、県境が確定していない海域における操業区域拡大の要望に係る案件で前回の委員会(10月17日)で、「要望海域において期間を定めて試験的に操業を認め、水面の総合利用を図る上で必要となる課題について確認する」として県の対応案を委員会へ示し、了承を頂いたところです。

結果について、熊本県へ伝えるべく、11月18日に脇田資源管理監、板坂係長と私で熊本県庁へ赴き、説明を行いました。熊本県は担当補佐、担当の2名が対応しました。

熊本県の受け止めとして、鹿児島県の説明内容に、大変大きな戸惑いを示され、鹿児島県の操業区域拡大に対する熊本県の回答について、後日、文書にて回答するとしたところです。

12月9日に熊本県から回答があり、内容としては、

- ・鹿児島県の提案については、両県の入り会いとしている海域を対象としている。
- ・そのため、当該海域の取扱については、両県の操業区域や水産資源に与える影響等について検討していく必要があることから、両県において十分な協議が必要と考えている。

との回答でした。

熊本県に対しては「反対するのであれば、明確な合理的理由を示して欲しい」と伝えていたが、こちらが期待する内容ではありませんでした。

これまでの熊本県の意見を踏まえると、熊本県の主要な沿岸漁業であるバッチ網において、共同漁業権外に操業区域を拡大することは、例え、他県であっても、同じ八代海で操業区域が拡大されれば、同様の動きが熊本県内で生じてしまい、狭い八代海での調整を図ることは困難であるとの認識であり、絶対に触れてはいけないものだという感じを受けました。

県境問題を抱えている海域である以上、熊本県の意見を無視する訳にはいかないとの認識であり、今回については、許可内容である操業区域を変更しないで、更新を行うための制限措置の公示について、本日お諮りしたところです。

一方で、操業区域拡大の要望に係る対応は、引き続き必要との認識です。以上です。

○柳原議長

ただいま説明がございましたけれども、何かご意見ございませんか。

今後、引き続き熊本の方と協議していくということですか。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

はい。熊本の方は明確な合理的理由の回答がないままで、とは言ってもそれを無視して、鹿児島県がやるんだということで強行にやるわけにはいかないという判断のもと、引き続き協議を続けたいというところではあります。

その協議の方法ですけれども、鹿児島県側としては、海区漁業調整委員会にもお諮りをした形で漁場の拡大をしましょうという方向性を投げかけたところですが、熊本県の現時点での回答は、単に県の担当課だけの回答で、引き続き協議していきましょうということだけでしかないので、そういう意味では、熊本県側も海区漁業調整委員会に報告してもらって、熊本県の漁業者がどういった考えを持っているのかといったところも踏まえて、今後、協議を継続していきたいと考えているところです。

○柳原議長

この件で何かご意見等ございませんか。

なかなか県境争いで昔から歴史があって、難しい海域ではあるんですが、ただ地元の鹿児島県の漁業者があまり不利になるような形の状況というのはやっぱりいけない。

操業自体はもう共同漁業権内という形になってるから、その沖合というのが県境に触れるということなんですけど、鹿児島ももっと主張して欲しいなという気がしま

す。

はい、楠田委員。

○楠田委員

入り会いをしているんですか。

○村田技術専門員

はい。すでにごち網等の入り会い海域として、熊本県と鹿児島県の漁業者が操業している海域になります。

○柳原議長

はい、どうぞ、小崎委員。

○小崎委員

私の地元なものですから、一言。なかなか先ほど言われた昔からの歴史があって、県域がはっきりしないと、県境がはっきりしないということで難儀されてるということでございます。

やっぱり、必要としておられる方も実際おられるわけですから、どうにか根気強く交渉されて、早くという言葉はちょっと合わないかもしれませんが、是非、いつかはできるように頑張っていたきたいなというふうに思っています。

○柳原議長

ごち網は、もう鹿児島県も熊本県も海域をうやむやにしてやっていると。

バッチについては共同漁業権内ということで沖合に出れないというところがあるものですから、小崎委員が言われたようなことを踏まえながら、もうちょっと熊本の方も調整委員会にかけるなり、先ほど説明があったように、漁業者同士の話し合いとかに単純に持っていければなという気もするんですけど。

様々な状況を踏まえながら、鹿児島の主張は熊本県にさせていただきたいと思います。他に質問はございませんか。これ以外でも結構ですけど何か。

はい、事務局。

○村田技術専門員

はい。お手元に資料6をお配りしております。

漁業権の更新があるのですが、8月31日で存続期間が満了するということで、今、県の方で漁場計画の策定に向けて進めているところです。

漁業法の改正に伴いまして、漁場計画の案を作る前に、素案の段階で1回広く意見を募集しなさいということで、新しくやらないといけないことがあります。今、ホームページの方で12月12日から来年の1月31日までの1月間、このホームページでこういった形で鹿児島海区、熊本海区、奄美大島海区、それと内水面漁場計画についての素案を公表しております。

パプコメのその冊子っていうのがありまして2冊ぐらい持ってきてますので、もしご興味がある委員の方がいらっしゃいましたら後程見ていただければと思います。

それと、各漁協の方には別途通知をしまして、こういった形でホームページで素案を見れる状態ですので、今後、免許申請するに当たっての確認をお願いしますということで通知をしておりますので、併せてご報告させていただきます。説明については以上です。

#### 【閉会】

○柳原議長

よろしいでしょうか。特にないようですので、これで第4回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会します。議事進行にご協力ありがとうございました。

○協田事務局長

どうもありがとうございました。本日の委員会はこれで終了いたします。

—令和4年12月16日（金）午後4時48分閉会—

議事録署名者

会長

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]